

全国農業会等清算事務費に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年三月十日

岡村文四郎

参議院議長 佐藤尙武殿

全国農業会等清算事務費に関する質問主意書

全国農業会及び都道府県農業会の清算に関しては、政府の方針に基き農林中央金庫が清算人として、これら清算事務に従事して来たのであるが、その経費は多額にのぼり、即ち昭和二十三年八月十五日より昭和二十五年三月三十一日までの推定概算経費は約五千万円を要し、これより前記農業会負担金約三千万円を控除すると、農林中央金庫の負担額は約二千万円となる。しかしてかくの如き経費を農林中央金庫に負担せしめることは、同金庫の経営合理化を阻む原因となるので、この際速かに政府においてこれを弁ずるのが至当と考える。政府の所見如何。

右質問する。